

規制の事後評価書

法律又は政令の名称： 通関業法
規制の名称： 通関業制度の見直し
規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部署： 関税局業務課
評価実施時期： 令和5年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価後において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や越境電子商取引の拡大による輸入小口急送貨物の急増等の通関手続を取り巻く環境に変化があったが、規制に対して、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定していなかった影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時においては、規制を実施しない場合には、営業区域制限が廃止されないために通関業者が輸出入申告官署の自由化に十分に対応できない状況、専任の通関士を設置しなければならないこと及び通関業者が自由に通関業務料金を設定できないことにより、通関業者及び税関の昨今の通関手続を取り巻く環境の変化への対応が不十分となる状況をベースラインとして想定していた。

規制の事前評価後、規制に対して、社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価後、規制に対して、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定していなかった影響は生じていない。よって、輸出入申告官署の自由化への対応及び通関手続を取り巻く環境の変化への対応のためには、引き続き規制は必要である。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

通関士の設置免除の特例の廃止に係る新たな通関士設置費用が発生したことが考えられるが、営業区域制限の廃止による営業所の統廃合が可能となったこと、専任の通関士の要件を緩和していること等から、発生したコストは限定的と考える。また、その定量化は困難である。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

業務改善命令について、規制の事前評価以前より通関業者に対する必要な指導等の監督権限を行使するものとなっており、業務改善命令が可能となったことにより発生した行政費用は限定的と考える。また、その定量化は困難である。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

- ① 営業区域制限の廃止に併せて AEO 通関業者による輸出入申告官署の自由化が実現したことに伴い、AEO 通関業者は自らの経営判断により輸出入申告官署を選択することが可能となり、事業の効率化等に資することとなったものと考え。また、営業所の数が、2,131 営業所（H29.4.1）⇒2,063 営業所（R4.4.1）と約 3.2%減少しており、この減少の要因の一つとして営業区域制限の廃止に伴う営業所の統廃合が考えられるところ、通関業者における事務の効率化及びコスト削減の観点から効果があったものと考え。
 - ② 通関業者が、提供するサービスの内容やコストに応じて、自由に通関業務料金を設定することができており、通関業者の公正かつ自由な競争の確保の観点から効果があったものと考え。
 - ③ 通関士の設置免除に係る特例の廃止については、営業所において通関士が確保されることとなったため、地方港の貿易量の増加や取扱貨物の多様化に対応し、通関の適正化・迅速化に資することになったものと考え。
また、専任の通関士の要件の緩和については、複数の営業所を兼任している通関士は増加しており、通関士の柔軟な設置に寄与することになったものと考え。
 - ④ 業務改善命令については、業務停止や許可の取消しに至る前に、業務改善命令により、当該通関業者の適正な業務の運営が確保されていることから、企業経営を早期に是正する観点から効果があったものと考え。
- なお、上記①から④に係る効果の定量化は困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

通関業者から提出された営業報告書を基にした通関業者の全事業収入に占める通関業収入の割合については、約 0.5%（H29 年度）⇒約 0.66%（R3 年度）と約 0.16 ポイント増加した。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

専任の通関士の要件緩和による通関士の柔軟な設置及び営業区域制限の廃止により営業所の柔軟な設置が可能となったことにより、通関業者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時において、集団感染のリスクを軽減しつつ、その事業を継続することがより容易になったものと考えられる。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響は認められなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

規制の事前評価後において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や越境電子商取引の拡大による輸入小口急送貨物の急増等の通関手続を取り巻く環境に変化があったが、規制に対して、社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定していなかった影響は生じていない。

規制により発生する遵守費用及び行政費用は限定的である一方で、通関業者による輸出入申告官署の自由化への対応が可能となっている。また、営業所の統廃合による事務の効率化及びコスト削減、自由な通関業務料金の設定による通関業者の公平かつ自由な競争、専任の通関士の要件緩和による通関士の柔軟な設置等が可能となることにより、通関手続を取り巻く環境の変化への対応が図られている。さらに、通関業者の全事業における通関業収入の割合が増加している。

以上から、規制に係る費用は限定的であり、一定の効果・便益があると認められることから、規制を継続することが妥当であると考えられる。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書

1. 政策の名称

通関業制度の見直し

○ 関連する政策の目標

政策目標 5：貿易の秩序維持と健全な発展

政策目標 5－3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

政 5－3－1：関税等の適正な賦課及び徴収、政 5－3－3：税関手続における利用者利便の向上

2. 担当部局

関税局業務課

3. 評価の実施時期

平成 28 年 1 月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

輸出入申告官署の自由化に伴い、通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）に規定する通関業の営業区域制限を廃止するとともに、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う。

規制の新設又は改廃に係る具体的な改革案は以下のとおりである。

- ① 輸出入申告官署の自由化に伴い、通関業法の営業区域制限を廃止等する。
- ② 通関業務料金について、財務大臣が必要な定めをすることができる旨の規定を廃止し、通関業者が提供するサービスの内容やコストに応じて、自由に通関業務の料金を設定することを可能とする。
- ③ 取り扱う通関業務が通関士の設置が必要とされる地域以外でのみ行われることとなっている場合には、通関士の設置が免除されているが、地方港における貿易量の増大、取扱貨物の多様化等を踏まえ、この特例を廃止する。なお、この特例の廃止には 5 年程度の猶予期間を設ける。
また、通関業者が営業所ごとに 1 人以上の通関士を置かなければならないこととされている通関士の専任の要件を緩和する。
- ④ 通関業の適正な遂行のため必要があると認めるときに業務改善を命ずることを可能とする規定を新設する。

5. 有識者の見解及び代替案の検討

- ・ 平成 26 年 12 月の関税・外国為替等審議会の答申において、申告官署の自由化が引き続き検討すべき事項として位置付けられ、その中で、通関業の営業区域制限を廃止する

ことが基本的方向性の一つとされるとともに、通関業法についても、「輸出入申告官署の自由化に伴う改正を機に、通関業・通関士制度全般にわたり論点を整理のうえ、必要な見直しを検討することが適当と考える。」とされた。

- ・ 平成27年4月から6月にかけて、学識経験者、貿易関係者を委員とした「申告官署の自由化・通関業制度のあり方に関する研究会」を開催し、通関業制度全般に係る論点について検討を行い、その結果をとりまとめた。
- ・ 当該とりまとめについて公表したうえで広く意見募集を行い、その結果を踏まえて、同年10月から12月にかけて、関税・外国為替等審議会関税分科会において、審議が行われた。
- ・ 同年12月16日に、関税・外国為替等審議会において、上記4.の改革案の内容を含む制度改正案について答申が行われた（資料）。

以上のとおり、各改革案を決定するにあたっては、多くの学識経験者、貿易関係者等の有識者間での議論が行われている。

その議論を踏まえると、有効な代替案は想定されない。

6. 規制の費用、便益及び評価

- ① 遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用は特に発生しない。
一方、通関業者は、新たに通関業の許可を受けることなく営業区域を拡大し、申告官署の自由化に対応することが可能となる。
- ② 遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用は特に発生しない。
一方、通関業者は、提供するサービスの内容やコストに応じ、自由に通関業務料金を設定することが可能となる。
- ③ 遵守費用として、新たに通関士を設置するための費用が発生するが、行政費用及びその他の社会的費用は特に発生しない。
一方、地方港における貿易量の増大、取扱貨物の多様化等の環境変化に対応するため、通関士による申告書類の審査が行われることにより、通関の一層の適正化、迅速化が図られることとなる。また、専任の通関士の要件の緩和により、通関業者が業務量に応じた通関士の設置を行うことが可能となり、効率的な業務運営が可能となる。
- ④ 業務改善命令に係る費用が発生する一方で、業務停止や許可の取消しに至る前に、業務改善命令により通関業者の適正な業務運営を確保することが可能となる。

以上から、改革案を採用することが適当である。

7. レビューを行う時期

本改革案の施行後5年間を経過した場合において、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

以 上

平成 27 年 12 月 16 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

関税・外国為替等審議会会長

森 田 朗

答 申 書

平成 27 年 4 月 7 日付財関第 315 号をもって諮問のあった関税率及び関税制度の改正について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

平成 28 年度における関税率及び関税制度の改正等について、別紙のとおり行うことが適当である。

(別紙)

I. 平成 28 年度関税改正を巡る諸情勢

1. 関税率及び関税制度を巡る国際状況

我が国では、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして、経済連携協定（以下「EPA」という。）の交渉を積極的に推進しており、本年1月にオーストラリアとのEPAが発効し、現在までに合計14のEPAが発効している。

さらに、「『日本再興戦略』改訂2015」においては、我が国経済の成長を持続的なものとするには、成長する海外市場の需要を取り込んでいくことが不可欠であるとされ、グローバル化の進展により各国が経済的結びつきを強める中、モノ、カネ、技術等の国境を越えた移動を促進するEPAは重要性を増しているとされている。

こうした中、本年10月には、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）交渉が大筋合意に至っており、同協定が今後、署名を経て確定され、必要な法制度と併せ、国会に提出される際には、関税制度についても所要の措置を講じていく必要があると考えられる。

2. 税関行政を取り巻く状況

我が国税関は、社会経済のグローバル化やサプライチェーンの国際化・高度化が進行する中、その使命である「適正かつ公平な関税等の徴収」、「安全・安心な社会の実現」及び「貿易の円滑化」を着実に果たす必要がある。

平成26年度の関税収入額は、近年の輸入額の伸びに伴い、前年度に引き続き1兆円を超え、昨年4月の消費税率引上げに伴い、税関における消費税徴収額も増加する等、税関の徴収機関としての役割の重要性は増している。税関として、引き続き適正かつ公平な関税等の徴収と、納税環境の変化に対応し納税者の利便性の向上に努めていく必要がある。

また、我が国に対するテロの脅威が現実のものとなっていることを踏まえ、爆発物、銃砲などの密輸阻止のため、関係機関と連携したテロ対策の強化・加速化も求められている。

さらに、平成26年の不正薬物の摘発件数が過去5年で最高を記録し、知的財産侵害物品の輸入差止件数も本年上半期において過去最高を更新していることも踏まえた、更なる水際での効果的・効率的な取締りが求められている。

一方で、貿易円滑化の観点から、我が国企業の国際競争力の強化や輸出入者の利便性の向上に資するため、通関手続の迅速化を推進することが求められている。

II. 平成 28 年度関税改正についての考え方

1. 暫定税率の適用期限の延長等

(1) 暫定税率の適用期限の延長

暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率であり、その水準及び必要性について常に見直していくものとされている。暫定税率の適用期限の延長の検討に際しては、国内の生産者及び消費者等の間の利益調整に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある。

現在設定されている 431 品目の暫定税率について、上記の考え方に沿って検討を行った結果、全品目の暫定税率の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することが適当である。

(2) 特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置

特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置については、暫定税率と一体のものとして設けられていることを踏まえ、暫定税率同様、適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することが適当である。

牛肉に係る関税の緊急措置については、米国での牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）発生を受けて、輸入基準数量に係る特例措置を設けている。現時点の牛肉の輸入数量は、米国での BSE 発生前の水準に回復したとは言い難いことから、平成 28 年度においても特例措置を継続することが適当である。

2. 個別品目の関税率の見直し

(1) 義務教育学校制度導入に伴う脱脂粉乳に係る関税減税措置

平成 28 年 4 月より、現行の小学校、中学校に加え、義務教育を提供する新たな学校として、小中一貫教育を行う義務教育学校が創設される。

小学校、中学校等の給食に用いられる脱脂粉乳については、関税の減税措置が講じられており、義務教育学校についても、小学校、中学校と同様に関税減税措置の対象とすることが適当である。

(2) バイオエタノールの関税率の見直し

バイオエタノールは、バイオガソリン製造に必要なバイオ E T B E の原料として使用されている一方、平成 26 年度をもって主要な国内生産は終了している。バイオガソリンの普及促進、エネルギー供給構造高度化法に基づくバイオエタノール利用目標達成のため、今後の技術開発の進展によっては国内生産が再開される可能性があることにも鑑み、バイオ E T B E 製造用のバイオエタノールの暫定税率を無税とすることが適当である。

(3) テレフタル酸ジメチルの関税率の見直し

高機能のポリエステル製品の原料として使用されるテレフタル酸ジメチルの国内生産が、平成 27 年度をもって終了する見込みである。国内のポリエステル製品製造企業の国際競争力を維持する観点から、国内生産が再開される見込みがないことも踏まえ、基本税率を無税とすることが適当である。

3. 「輸出入してはならない貨物」への営業秘密侵害品の追加

平成 27 年 7 月に成立した改正不正競争防止法により、営業秘密の不正使用により生じた物（営業秘密不正使用物品）であることを知っている者が当該物品を輸出入する行為が、不正競争行為として規制対象となった。これを踏まえ、経済産業大臣による認定制度など、税関が水際において迅速・適正に侵害の該否を判断・確認できる仕組みが導入されることを前提に、同行為を組成する物品（営業秘密侵害品）を、関税法上の「輸出入してはならない貨物」に追加し、他の知的財産侵害物品と同様の仕組みにより、水際措置の対象とすることが適当である。

4. 輸出入申告官署の自由化等について

(1) 基本的な考え方

貨物の輸出入申告は、通関の適正性を確保するとともに、効果的・効率的な審査・検査を確保するため、原則として貨物が置かれている保税地域等を所轄する税関官署（以下「蔵置官署」という。）に対して行うこととされている。他方、通関の適正性及び税関における業務処理の効率性を損なわない範囲内で蔵置官署以外の税関官署（以下「非蔵置官署」という。）への輸出入申告を行うことを可能とすれば、貿易関係事業者の輸出入申告に関連する業務の集約、事務の効率化及びコストの削減を図ることができ、貿易の円滑化に資するものと考えられる。

AEO事業者（注）は、貨物の現況の的確な把握など輸出入に関する業務を適正かつ確実に遂行する能力を有する者として税関長の承認・認定を受けた者であり、適正な申告が期待できることから、非蔵置官署への申告を認めても通関の適正性及び業務処理の効率性に与える影響は小さいと考えられる。したがって、AEO事業者に限り非蔵置官署への輸出入申告を認めることは可能である。

（注）AEO輸出者、AEO輸入者及びAEO通関業者をいう。以下同じ。

以上を踏まえ、蔵置官署に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、AEO事業者については、いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことを可能とすることが適当である。

AEO事業者に対して非蔵置官署への輸出入申告を認める場合、通関業者は、通関業の許可を受けた税関の管轄区域外に所在する税関官署に対し輸出入申告を行うことも考えられるが、その場合、営業区域制限（通関業法第9条）が制約となり、現に通関業の許可を受けている税関長以外の税関長から許可を受けて営業区域を拡大しない限り、申告官署の

自由化に対応できない場合があり得る。また、通関業の営業区域制限は、通関業法第5条第3号のいわゆる需給調整条項と密接に関連しているものと考えられるが、この需給調整条項は、「規制緩和推進3か年計画」（平成10年3月31日閣議決定）において、次期法改正時に廃止することとされている。したがって、申告官署の自由化に併せて、通関業の営業区域制限を廃止し、通関業者は一の通関業の許可により全国で通関業務を行うことを可能とする必要がある。

通関業法については、申告官署の自由化に伴う法改正を機に、昨今の通関手続を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行うことが適当である。具体的な環境の変化として、

- ・ 貿易円滑化の推進の観点からは、関税率水準が低下する中、貿易量が増大し、物流が高度化・多様化しており、通関手続のより一層の迅速化が求められていること、輸出入申告の約98%が輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）を利用して行われるなど電子化・ペーパーレス化が進展していること
- ・ 国民の安全・安心の確保の観点からは、テロ、不正薬物の密輸入等に対応するためのセキュリティ管理やコンプライアンスの重要性が増大していること
- ・ 適正かつ公正な関税の徴収の観点からは、EPA等の拡大に伴う関税率・原産地規則等の複雑化、取引手法の多様化等に伴う関税評価・関税分類の困難事例が増加していること

等の変化がみられる。

こうした環境の変化を踏まえるとともに、他の類似する業法・士法も参考としつつ、

- ・ 経済的な規制は最小限にし、通関業者の創意工夫が生かされる環境の整備
- ・ 自由な競争環境の下で、自己規律の発揮と透明性ある事後チェック体制の整備
- ・ 通関士・通関業者による高度な専門性の発揮

を基本的方向性とした見直しを行うことが適当である。

（2）輸出入申告官署の自由化

申告官署の自由化の対象貨物、対象手続等については、以下のとおりとすることが適当である。

- ① 輸出入申告を要する貨物は、基本的にすべて申告官署の自由化の対象とする。ただし、現在も特殊な取扱いが必要とされている貨物は、以下のとおり取り扱う。
 - ・ 日米相互防衛援助協定（MDA協定）該当貨物や武器関連物資は、自由化の対象外。
 - ・ ワシントン条約該当貨物は、輸入通関できる官署が限定されていることから、輸入通関できる官署の範囲内での自由化。
- ② 対象手続は以下のとおりとする。
 - ・ AEO輸入者又はAEO通関業者が行う輸入申告
 - ・ AEO輸出者、AEO通関業者又は特定貨物製造輸出者（注）が行う輸出申告及び積戻し申告

（注）AEO製造者が製造する貨物を輸出しようとする者で当該貨物の輸出業務をAEO製造者の管理の下行う者

 - ・ AEO輸出入者又はAEO通関業者が行う輸出入申告と同様の手続（蔵入承認申請等）

③ その他、次に掲げる事項に係る規定の整備を行うことが適当であると考えられる。

- ・ 特例申告（注）は、貨物の蔵置官署ではなく、輸入申告を行った官署に対して行う。

（注） A E O 輸入者又は A E O 通関業者が行う輸入申告に係る納税申告の特例

- ・ 修正申告、更正の請求、納期限延長申請等の納税申告に関わる手続は、納税申告を行った税関官署に対して行う。
- ・ 輸入申告書等の添付書類等の提出先は、当該輸入申告書等を提出する税関官署とする。
- ・ 輸出入申告等を受けた非蔵置官署の税関長が、蔵置官署の税関長に対し、検査の実施及びその結果の報告を求めることができることとする。
- ・ 自由化の対象手続は、原則として N A C C S を使用して行わなければならないこととする。

（3）通関業の営業区域制限の廃止等

申告官署の自由化に伴い、以下の規定の整備を行うことが適当である。

- ① 通関業者が全国で通関業務を行うことができるよう、通関業の営業区域制限を廃止する。
- ② 通関業の許可についての需給調整条項を廃止する。
- ③ 営業区域制限の廃止に伴い、通関業者は一の通関業の許可により全国で通関業を行うことが可能となるため、通関業の許可権者を財務大臣とする。

（4）通関業制度に係る所要の見直し

次に掲げる事項に係る規定の整備を行うことが適当である。

- ① A E O 通関業者による営業所の新設を、許可制から届出制とする。
- ② 通関業者及び A E O 通関業者に合併等があった場合、財務大臣又は税関長の承認を受けて、その許可又は認定に基づく地位を承継できることとする。
- ③ 財務大臣が通関業務料金の額について必要な定めをすることができる旨の規定を廃止し、通関業者が提供するサービスの内容やコストに応じて、自由に通関業務の料金を設定することを可能とする。
- ④ 通関士の設置に関し、以下の所要の措置を講ずる。
 - ・ 営業所において取り扱う通関業務が通関士の設置が必要とされる地域以外の地域においてのみ行われることとなっている場合には通関士の設置が免除されているが、この特例を廃止する。なお、この特例の廃止には5年程度の猶予期間を設ける。
 - ・ 通関営業所に置く通関士の「専任」の要件を緩和する。
- ⑤ 通関業務に関する報告書について、簡素化、合理化等必要な見直しを行う。
- ⑥ 通関業務の適正性を確保するため、以下の所要の措置を講ずる。
 - ・ 通関業者の業務が適正に行われていない場合であって、通関業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、財務大臣は当該通関業者に対し業務の改善を命ずることを可能とする。
 - ・ 申請者が暴力団員等に該当する場合を、通関業法上の通関業の許可の欠格事由及び取消事由等として明文化する。

- ・ 通関業法の罰金刑の水準は、他の業法及び士法と比較して著しく低いことから、これを見直す。

5. HS条約の改正に伴う関税率表の改訂

関税定率法（以下「定率法」という。）及び関税暫定措置法（以下「暫定法」という。）の別表は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」（HS条約）附属書の品目表（HS品目表）に基づいて作成されている。

平成26年6月の世界税関機構(WCO)総会において採択されたHS品目表の改正案が、本年1月にHS条約締約国により受諾され、平成29年1月1日から適用されることとなっていることから、HS品目表の改正に沿って、定率法及び暫定法の別表を改訂することが適当である。

6. 納税環境の整備等

(1) 郵便等による納税申告書等の提出時期に係る規定の新設

関税の納税申告書等が郵便又は信書便により税関に提出された場合には、納税申告書等の提出の時にその効力が発生するもの（いわゆる到達主義が適用される）と解されている一方で、輸入貨物に課される内国消費税を含む国税に係る納税申告書等が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日等にその提出がされたものとみなす（いわゆる発信主義が適用される）こととされている。

関税の納税申告等は、基本的にNACCSを使用して行われるが、通関業の営業区域制限を廃止した場合には、地理的に離れた税関官署に、郵便又は信書便により納税申告書等を提出する者が増加し、関税と内国消費税との間でその効力の発生時期に差異が生じる申告等が増加することも想定される。

こうした状況を踏まえ、関税の納税申告書等が郵便又は信書便により提出された場合には、国税通則法と同様に、発信主義が適用される旨を規定することが適当である。

(2) 延滞税に係る規定の整備

① 延滞税の免除に係る規定の新設

国税通則法においては、国税（内国消費税を含む。）を法定納期限までに完納しない場合であっても、その国税の額に相当する担保が提供されているとき等には、延滞税を免除する規定が設けられているが、関税法ではこれに相当する規定が設けられていない。

近年の貿易量の増加による関税の納付額の増加等を踏まえると、輸入貨物に対し課される関税と内国消費税との間で、延滞税の免除の適用に差異が生じる事例が増加することも想定される。

こうした状況を踏まえ、国税通則法に規定される国税の延滞税の免除事由のうち、関税についても生じうるものについては、関税法において延滞税を免除する旨の規定を設けることが適当である。

② 延滞税の計算期間の見直し

国税については、減額更正がされた後に増額更正がされた場合でその増額更正後の納付すべき税額が当初の申告税額に満たないときは、法定納期限の翌日から増額更正がされた日までの期間（注）を延滞税の計算期間から控除することを検討している。

内国消費税と関税が一の輸入貨物に対し課されることに鑑み、国税の見直しの状況を踏まえ、関税の延滞税の計算期間についても同様の見直しを行うことが適当である。

（注）納税者からの更正の請求に基づき減額更正がされた場合にあっては、その減額更正がされた日から1年を経過する日までの期間を除く。

（3）加算税制度の見直し等

① 事前通知を受けて修正申告を行う場合の加算税等の見直し

国税については、調査の事前通知の連絡から納税者が更正があるべきことを予知したときまでの期間について、新たな加算税（更正があるべきことを予知した後よりも一段低い割合の過少申告加算税（5%）又は無申告加算税（10%））の対象とすることを検討している。

関税についても、関税に係る当初申告の適正性及び納税義務者による自主的な修正申告の履行を高める観点から、国税の見直しの状況を踏まえ、関税についても同様の加算税の制度を導入することが適当である。

② 短期間に繰り返して無申告又は隠ぺい・仮装が行われた場合の加重措置の導入

国税については、意図的に無申告又は仮装・隠ぺいを繰り返す悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を課された者に対し、再びこれらの加算税を課す場合には、これらの加算税について10%の割合を加重する措置を導入することを検討している。

関税についても、これまで以上に牽制効果を働かせることにより適正な納税申告の履行を確保する観点から、国税の見直しの状況を踏まえ、同様の加重措置を導入することが適当である。

③ 加算税を課さないとする取扱いの法定化

国税については、納税申告後に税務署長が減額更正をし、その後増額更正をした場合には、納付すべき税額に不足額が生じた場合でも、それが課税庁の責によるときは、加算税を課さない（当初申告税額までは課さない）とする取扱いを法定化することを検討している。

関税についても、納税者の予見可能性を高める観点から、国税の見直しの状況を踏まえ、この取扱いを法令において明らかにすることが適当である。

（4）関税等不服審査会への諮問事項の追加等

改正後の行政不服審査法（以下「改正行審法」という。）において、原則としてすべて

の審査請求について、第三者機関への諮問を要することとされたこと等を踏まえ、関税法第91条に掲げる処分以外の税関長の処分（通関業法上の処分を含む。）に係る審査請求について、関税等不服審査会に諮問しなければならない事項に追加することが適当である。

また、改正行審法の趣旨を踏まえれば、審査請求人から関税等不服審査会への諮問を希望しない旨の申出がされた場合、審査請求が不適法であり却下する場合又は審査請求に係る処分の全部を取り消す場合には、関税等不服審査会に諮問しなければならない場合から除くことが適当である。

7. その他

国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準に該当した農水産品7品目及び鉱工業品7品目について、平成28年4月1日から平成31年3月31日まで、特惠税率の適用対象から除外することが適当である。

また、高所得国に係る特惠適用除外措置の適用基準に該当したクックについて、特惠関税制度の適用対象から除外することが適当である。

Ⅲ. 環太平洋パートナーシップ協定実施のための関税改正についての考え方

ＴＰＰ協定に関し、今後、署名を経て協定文が確定され、必要な法制度と併せ、必要な時期に国会に提出される際には、ＴＰＰ協定の実施に向けて、関税制度につき、以下の諸点について所要の措置を講ずることが適当である。

また、これらの措置を講ずる際には、関係者等への新制度の丁寧な周知や、輸出入者からの照会への迅速かつ適切な対応等により、制度の適正な執行及び貿易手続の一層の簡素化・効率化に十分配慮することが望ましいと考えられる。

1. 原産地手続

(1) 輸入締約国についての協定上の規定を受けた措置

① ＴＰＰ協定に基づく原産品であること等の確認手続

- ・ 輸入貨物の原産性を確認するため、税関長がその職員に、輸出者又は生産者の施設において調査をさせようとする場合には輸出者及び生産者に対して同意に係る回答を求め旨の事前通知をすること
- ・ 輸入される繊維等の原産性を確認するため、税関長がその職員に当該調査をさせようとする場合で、上記の事前通知が確認の実効性を損なうおそれがあるときは、事前通知を要しないこと
- ・ 繊維等の輸入に関し関税法令違反の有無を確認するため、税関長がその職員に、輸出者又は生産者の施設において調査をさせることができること、及びその調査をさせようとする場合には輸出者又は生産者に対して上記の事前通知をするとともに、調査後には結果通知をすること

② 輸入後のＴＰＰ協定税率の要求

- ・ 輸入者が、ＴＰＰ協定に基づく原産品の輸入後１年間、納付すべき関税額の更正の請求又は賦課決定の請求をし、還付を受けることを可能とすること

(2) 輸出締約国についての協定上の規定を受けた措置

① ＴＰＰ協定に基づく原産品であること等の確認に係る協力

- ・ 本邦から輸出された貨物の原産性の確認のため、輸入締約国の税関当局から情報の収集及び提供その他必要な協力を求められた場合において、財務大臣が当該協力をすることが適当と認めるときは、その求めに応ずることができること

② ＴＰＰ協定に基づく原産品でなかったこと等の通知

- ・ 本邦からＴＰＰ協定締約国に輸出される貨物について、原産品申告書を作成した輸出者又は生産者は、当該貨物がＴＰＰ協定に基づく原産品でなかったことや原産品申告書の記載に誤りがあったこと等の事実を知ったときは、原産品申告書を交付した相手方及

び輸入締約国の税関に対し、その内容を書面により通知しなければならないこと

③ E P A 申告原産品法（注）の規定の一般化

- ・ E P A 申告原産品法の規定について、E P A 一般において適用可能なものとする
（注）「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」

2. セーフガード関係等

(1) 品目別セーフガード

- ・ T P P 協定に基づく数量ベースの品目別セーフガード措置を適用するため、暫定法第7条の8の規定をE P A 一般において適用可能なものとする
- ・ T P P 協定に基づく価格ベースの品目別セーフガード措置を適用するため、新たに暫定法上に規定を設けること
- ・ 暫定法第7条の3及び第7条の6第2項に規定する数量ベースの特別緊急関税（S S G）の発動条件を、①T P P 協定適用物品を除いた輸入数量が（T P P 協定適用物品を除いた）輸入基準数量を超える、②T P P 協定適用物品も含めた全体の輸入数量が全体の輸入基準数量を超える、の2つとすること
- ・ 暫定法第7条の5に規定する牛肉に係る緊急措置を廃止すること
- ・ 暫定法第7条の6第1項に規定する豚肉等に係る緊急措置の発動条件を、①T P P 協定適用豚肉等を除いた輸入数量が過去3年度平均との比較で119%を超える、②T P P 協定適用豚肉等も含めた全体の輸入数量が過去3年度平均との比較で119%を超える、の2つとすること

(2) 経済連携協定に基づく緊急関税（セーフガード）制度等の調整

- ・ 暫定法第7条の7に規定する経済連携協定に基づく緊急関税（E P A 緊急関税）を発動する際について、「国、貨物及び期間」（同条に規定する経済連携協定に基づく対抗関税（E P A 対抗関税）については「国及び貨物」）を指定すること
- ・ E P A 対抗関税の発動にあたって、関係大臣への意見照会を、回答期限を付して、行うことを可能とすること

(3) 紛争解決手続における関税上の対抗措置

- ・ 他のT P P 協定締約国による協定違反等に対し、我が国の利益を守るため必要があるときは、T P P 協定における紛争解決手続に基づき、T P P 協定上の利益を停止するための関税上の措置として、政令で定めるところにより、関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内で関税率を引き上げることが可能とするための手続規定を、暫定法において整備し、同手続規定については、T P P 協定のみならず、E P A 一般において適用可能なものとする（E P A 報復関税）
- ・ E P A 報復関税の発動にあたって、関係大臣への意見照会を、回答期限を付して、行

うことを可能とすること

- ・ E P A 報復関税の発動等にあたって、関税・外国為替等審議会に諮問等を行うこととすること

3. 飼料用麦に関する関税の撤廃、加工・修繕のため輸出された貨物の免税

(1) 飼料用麦に関する関税の撤廃

- ・ T P P 協定の適用を受けて輸入された飼料用麦を暫定法第9条の2の対象とすること

(2) 加工・修繕のため輸出された貨物の免税

- ・ 加工又は修繕のため我が国から T P P 協定締約国に輸出され、その輸出の許可の日から原則として1年以内に輸入される貨物（T P P 協定において関税を免除しないこととされている加工又は修繕がされた貨物を除く。）については、その関税を免除すること

4. その他

- ・ 関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち、国家貿易の対象とならないものを、暫定法第8条の6及び経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の対象とする等の所要の整備を行うこと
- ・ チョコレート製造用全脂粉乳など、関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品について、所要の整備を行うこと
- ・ 原産品申告書に基づき E P A 税率の適用を受けようとする者が輸入申告をする際に提出することとされている書類に、T P P 協定に基づく原産品申告書を追加すること